平成２１年（フ）第６１号
福島県西白河郡西郷村大字米字西原４番地６
西原コーポ６、前住所福島県西白河郡西郷村
大字真船字茂助屋敷35番地13
債務者　大平　博之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238
第２浜表団地Ｃ棟303号
債務者　関井　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９９８号
愛知県春日井市篠木町７丁目2570番地２　サンフローラＩ・Ｔ・Ｏ202号
債務者　敷嶋美幸紀
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６号
滋賀県彦根市鳥居本町1281番地　雇用促進住宅鳥居本宿舎２号棟505号
債務者　岡山　茂子（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１５３号
滋賀県東近江市今掘町431番地１
債務者　馬場　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８５５号
神戸市北区唐櫃台２丁目36番202号
債務者　岩本　典夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５６号
神戸市北区唐櫃台２丁目36番202号
債務者　岩本　準子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７５号
神戸市長田区日吉町４丁目７番２号
債務者　高勢　恵奈（旧姓増田・竹ノ上）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目５番２号
債務者　大下　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９５号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町８番32―202号、前住所地兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―306号
債務者　中内　榮二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９６号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町８番32―202号、前住所兵庫県西宮市甲陽園西山町３番18―306号
債務者　中内　瑞子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９７号
兵庫県尼崎市神崎町39番34号
債務者　河合　千代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３５号
兵庫県西宮市塩瀬町名塩5117番地３西宮名塩東山グリーンマンション305号
債務者　上田知英子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５９号
兵庫県西宮市津門呉羽町２―８タイクーンサン９―303号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市西川２丁目35番24号
債務者　中山　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３９号
広島市中区江波南１丁目39番４―704号
債務者　山本　敏勝
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７６号
広島県廿日市市大野原２丁目９番15号
債務者　鎌田　　勲
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１６号
広島市安芸区瀬野西５丁目16番５号
債務者　隅坂　成義
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部